

平成 2 3 年

8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会
会 議 録

開会：平成 2 3 年 8 月 2 6 日

閉会：平成 2 3 年 8 月 2 6 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

平成23年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

平成23年8月26日（金）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	1
◆会議に欠席した議員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事次第	
◇議席の指定	5
◇議長選挙	5
◇議席の変更	7
◇会議録署名議員の指名	7
◇会期の決定	7
◇議案第3号上程	7
◇質疑	20
◇討論	26
◇採決	27
◇議案第4号上程	28
◇質疑	29
◇討論	29
◇採決	29
◇一般質問（8番 今村恵美子 議員）	30
◇一般質問（5番 山内 善男 議員）	34

平成23年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録

平成23年8月26日(金)

◆議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の変更
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議案第3号上程
- 第7 議案第4号上程

◆本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 議案第3号
平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第4号
平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)

◆会議に出席した議員(17名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 木村 修 | 議員 | 2番 | 有馬 裕次 | 議員 |
| 3番 | 谷川 利治 | 議員 | 5番 | 山内 善男 | 議員 |
| 6番 | 西澤 伸明 | 議員 | 7番 | 北川 久二 | 議員 |
| 8番 | 今村 恵美子 | 議員 | 9番 | 小川 喜三郎 | 議員 |
| 10番 | 上杉 正敏 | 議員 | 11番 | 田中 滋康 | 議員 |

1 2 番	伊谷	正昭	議員	1 3 番	西川	正義	議員
1 4 番	宮田	茂雄	議員	1 5 番	安藤	博	議員
1 7 番	辰己	保	議員	1 8 番	西澤久仁雄		議員
1 9 番	北村	收	議員				

◆ 会議に欠席した議員（2名）

4 番	北川	和利	議員	1 6 番	前川	春夫	議員
-----	----	----	----	-------	----	----	----

◆ 会議に出席した事務局職員

事務局長	宮本	守	書記	小椋	恭子
書記	高橋	大			

◆ 議場に出席した説明員

管理者	獅山	向洋	副管理者	村西	俊雄
副管理者	伊藤	定勉	副管理者	北川	豊昭
副管理者	久保	久良	会計管理者	東	幸子
総務課長	馬場	敬人	建設推進室長	牛澤	史幸
紫雲苑場長	谷川	勝彦	投棄場場長	水森	豊孝

◆ 議場に欠席した説明員（0名）

◆ 議事内容

平成23年8月定例会

午後2時00分

【開会】

副議長 皆さん、こんにちは。副議長の谷川でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、3月11日に発生をいたしました東日本大震災により、被災

された皆様には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本年4月の彦根市議会の改選に伴い、当組合議会議長であった成宮議員の選出団体での任期、また当組合議会での任期が4月30日に満了となっており、議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、議長の職務を務めさせていただきます。

それでは、定例会の開会前にお時間をいただきまして、全員協議会を行います。このたび、彦根市議会の改選によりまして、当組合議会議員の異動がありました。また、理事者に関する報告事項と併せて、事務局から報告させます。

事務局長 失礼いたします。

4月の人事異動に伴い、議会事務局長を務めさせていただきます、宮本と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、ご報告をさせていただきます。

このたび、彦根市議会の改選によりまして、新たに7名の方が当組合議会議員として就任され、組合規約第5条第4項の規定に基づき、彦根市議会から報告がありましたので、議員のご紹介を申し上げます。

彦根市選出、有馬裕次さん、山内善男さん、上杉正敏さん、田中滋康さん、宮田茂雄さん、安藤博さん、そして本日、欠席の届出がございましたが前川春夫さんです。この7名の方が、当組合の議員として新たに就任されました。それでは、今ご紹介させていただきましたみなさんの、ごあいさつをお願いいたします。

彦根市議会議員の有馬祐次と申します。よろしくお願い致します。

同じく山内善男と申します。よろしくお願い致します。

上杉正敏です。よろしくお願い致します。

田中滋康でございます。よろしくお願い申し上げます。

宮田茂雄です。よろしくお願い致します。

安藤博です。よろしくお願い致します。

続いて、理事者に関する報告をさせていただきます。

当組合副管理者の彦根市 松田副市長が8月9日付けで彦根市副市長を退任されたことにより、当組合副管理者が欠けることとなりましたので、ご報告させていただきます。

また、本年4月に、任期満了に伴い豊郷町長選挙がございましたが、無投票での再選により、引き続き、伊藤豊郷町長に当組合副管理者として、就任いただくこととなりましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

副 議 長 ありがとうございました。

今回就任されました議員の仮議席につきましては、ただいまの着席の議席といたします。

これをもちまして、全員協議会を終わります。

次に、今定例会に開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。

管 理 者 皆さんこんにちは、立秋が過ぎたわけでございますが、本当に暑い毎日が続いております。そろそろ夏の疲れが出てくるような時期でございますので、皆さんもご自愛くださいますようお願い申し上げます。さて組合議会の8月定例会、本当にお忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。または、議員各位におかれましては、平素から組合の管理運営に格別のご支援とご理解をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は、「平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定」および「平成23年度一般会計補正予算（第1号）」の案件を上程をさせていただきます。どうか慎重なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、1件だけご報告申し上げておきたいのですが、斎場「紫雲苑」の休業日に関しまして、以前の組合議会におきまして「紫雲苑の第1と第3日曜日の休業日を全廃すること」、逆に言いますと第1も第3もやっってほしい。こういう請願が採択されているわけでございます。これも議員の皆様とともにですね、住民の皆さんの強い要望もあったわけでございます、鋭意努力していたわけでございますが、おかげさまで本年6月から毎月第1と第3日曜日および年末年始の休業日を廃止、すなわち全部やると言うことになりまして、休業日は「元日のみ」というように改正をさせていただきました。これも皆様のご協力によるものとありがたいと思っているしだいでございます。以上、ご報告をさせていただきます。

それでは、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

副 議 長 ありがとうございます。それでは、ただ今から平成 23 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

なお、議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は 17 名で、会議開会定足数に達しております。

よって、平成 23 年 8 月定例会は成立をいたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

【議席の指定】

副 議 長 日程第 1、新たに就任いただきました議員の「議席の指定」を行います。

議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

【議長選挙】

副 議 長 次に、日程第 2、議長の議員任期の満了により、議長が欠けておりますので、「議長選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

—異議ありの声—

副 議 長 異議ありますので、選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

副 議 長 ただいまの出席議員は、17 人です。

次に、立会人を指名します。立会人に 5 番 山内善男さん、6 番 西澤申明さんを指名いたします。

副 議 長 投票用紙を配ります。

念のため申し上げます、投票は、単記無記名です。

副 議 長 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

副 議 長 配布漏れなしと認めます。

副 議 長 投票箱を点検します。

副議長 異常なしと認めます。
ただ今から投票を行います。1番から順番に投票願います。

副議長 投票漏れは、ありませんか。

副議長 投票漏れなしと認めます。

副議長 投票を終わります。

副議長 開票を行います。

副議長 立会人の山内さん、西澤さん。開票の立会いをお願いします。

副議長 選挙の結果を報告します。
投票総数 17 票。
有効投票 16 票。
無効投票 1 票。
有効投票のうち、北村收さん 10 票、今村恵美子さん 4 票、谷川利治 2 票、以上とおりであります。
この選挙の法定得票数は、4 票です。したがって北村さんが議長に当選をされました。

副議長 議場の閉鎖を解きます。

副議長 ただいま議長に当選されました北村收さんが、議場におられますので当選の告知をいたします。

副議長 これで、私の職務は全部終了しました。
ご協力ありがとうございました。
それでは、北村收議長、議長席にお着きをいただき、ごあいさつをお願いします。

議長 ただいま、皆様方のご推挙によりまして議長に当選させていただきました、彦根市議会の北村でございます。
私にとりまして、誠に光栄でありますと共に、その責任の重さを痛感する次第でございます。
特に、今期におきましてはリサイクルセンター、焼却場の早期、場所の選定の公表並びに早期着工や、また 4 年後には中山投棄場がほぼ満杯になるというような状況、また斎場のリニューアルの問題、非常に大きな問題を抱えております、こういった中での議長就任ということで、非常に責任の重さを感じております。
何分にも、不慣れなものでございますので、行き届かぬこともあろうかと思いますが、議員の皆様方のお力を借りまして、また理事者の皆様方のご協力を得ながら、議会の運営がスムーズに運びますよう、どうか

ご指導、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任のごあいさつとさせていただきます。

【議席の変更】

議長 それでは、日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に関連し、議長の議席を最終19番に変更し、19番 伊谷さんの議席を12番に変更します。議席のご異動をお願いいたします。

【会議録署名議員の指名】

議長 次に、日程第4、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番 北川久二さん、8番 今村恵美子さんを指名いたします。

【会期の決定】

議長 次に、日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議長 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

【議案第3号上程】

議長 次に、日程第6、議案第3号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

管理者 それでは、議案第3号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」につきまして、管理者としてまず概略をご説明申し上げます。

この議案書は、皆様のお手元にごございます一般会計歳入歳出決算書でございます。この決算の内容でございますが、財政事情の厳しい中、予算執行につきましては、十分留意して、極力、経費の節減に努めました。

その結果といたしまして、平成22年度一般会計歳入歳出につきまし

て、予算総額 517,971,000 円で行いました。これに対しまして歳入決算額 519,326,523 円、歳出決算額 500,360,425 円。差引いたしますと、18,966,098 円の黒字決算となっております。

なお、この一般会計歳入歳出決算書につきましては、去る 7 月 15 日に、当組合監査委員による決算審査を実施していただきました。そして、「各数値等については、適正である。」との審査意見をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 失礼いたします。それでは、「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算書」によりまして、決算の内容をご説明させていただきます。

まず、決算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算額はそれぞれ合計して 517,971,000 円で行いまして、これに対しまして、歳入決算額は 519,326,523 円、歳出決算額は 500,360,425 円で行いまして、歳入歳出差引残額といたしましては 18,966,098 円となりまして、繰越明許費等はございませんので、実質収支額といたしまして 18,966,098 円となったものでございます。

続いて 2 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の総括でございます。一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額および調定額、収入済額につきましては、1 ページの総括の額と同様ですが、一番右列の欄で予算現額と収入済額との比較をしてございまして、予算額より 1,355,523 円多く収入いたしました。

続いて 3 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の総括でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額および支出済額につきましては、1 ページの総括の額と同様ですが、一番右列の欄で予算現額および支出済額との比較をしてございまして、予算額から 17,610,575 円の不用額となったものでございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして、その詳細をご説明させていただきます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず、第 1 款「分担金及び負担金」は、組合規約および負担金に關す

る条例の規定によりまして、起債償還経費および管理運営経費を構成団
体で按分いたしまして、所用額の2割を均等割、残り8割を人口割とし
て積算し、右から4列目の欄でございますが収入済額の欄で、合計で
453,649,000円を構成市町にご負担いただき、収入いたしました。第1
項「分担金」、第1目「分担金」、第1節「市町分担金」につきましては、
起債償還経費といたしまして227,548,000円、また、第2項「負担金」、
第1目「負担金」、第1節「市町負担金」につきましては、管理運営経
費といたして226,101,000円でございます。なお、各構成市町別の内訳
につきましては、それぞれ備考欄のとおりでございます。

6ページをご覧いただきたいと思っております。

第2款「使用料及び手数料」、こちらは合計で29,527,640円を収入い
たしました。第1項「使用料」、第1目「衛生使用料」、第1節「斎場使
用料」につきましては、人体および動物の火葬で合計2,535件を取扱い
いたしまして、25,560,000円を収入いたしました。次に、第2節「投
棄場使用料」につきましては、有料取扱いの廃棄物のごみを495,955kg
埋立処理いたしまして、金額で3,967,640円を収入いたしました。内訳
は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

次に、第3款「財産収入」、こちらは、第1項「財産運用収入」、第1
目「利子及び配当金」、第1節「利子及び配当金」につきまして、備考
欄に記載の4つの各基金の定期預金の利息で164,758円を収入いたしま
した。

次に、第4款「繰入金」は、第1項「基金繰入金」、第1目「退職手
当基金繰入金」、第1節「退職手当基金繰入金」につきまして、職員1
名の希望退職に伴いまして退職手当基金を取り崩し、18,339,769円を
繰入れ、収入いたしました。

続いて7ページをお開きいただきたいと思っております。

第5款「繰越金」、こちらは、第1項「繰越金」、第1目「繰越金」、
第1節「前年度繰越金」につきまして、前年度（平成21年度）からの
繰越金として17,577,234円を収入いたしました。

次に、第6款「諸収入」、こちらは、合計で68,122円を収入いたして
おります。そのうち、第1項「預金利子」、第1目「預金利子」、第1節
「預金利子」は、一時預り金口座の利息で296円を収入いたしました。
第2項「雑入」、第1目「雑入」、第1節「雑入」は、備考欄に記載の内
訳のとおり骨箱・分骨袋売却、自動販売機設置料等で67,826円を収入

いたしました。

以上が、歳入の決算でございまして、歳入合計で、予算額 517,971,000 円に対しまして、歳入総額 519,326,523 円で、執行率にして 100.26%という状況でございました。

それでは次に、歳出の事項別明細書をご説明させていただきます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 款「議会費」につきましては、議会運営に要しました経費でございまして、内訳といたしましては、第 9 節「旅費」のみでございしますが、8 月と 2 月の定例会、また 4 月と 11 月の臨時会の計 4 回分の議員費用弁償として 156,000 円を支出いたしました。

次に、第 2 款「衛生費」は、組合の各事業所の管理運営に係る経費でございまして、予算現額 289,233,000 円に対しまして、272,657,129 円を支出いたしました。不用額は、16,575,871 円でございます。

第 1 項「衛生管理費」、第 1 目「一般管理費」は、総務課の事務経費および職員の人件費等ございまして、予算現額 151,010,000 円に対しまして、146,102,115 円を支出いたしました。不用額は 4,907,885 円でございます。

内訳といたしまして、第 1 節「報酬」は、監査委員 2 名の報酬、また情報公開審査会および個人情報保護審査会の開催に伴います各 5 名の報酬で、合計で 222,000 円を支出いたしました。第 2 節「給料」および第 3 節「職員手当」は、プロパー職員 9 名また市町からの派遣職員が 5 名の計 14 名分で、所属ごとでは、総務課 4 名、紫雲苑 4 名、中山投棄場 3 名、建設推進室 3 名で、次に第 2 節「給料」は合計で 51,213,702 円、第 3 節「職員手当」は、期末勤勉手当や時間外手当等といたして合計で 61,675,729 円を支出いたしました。第 4 節「共済費」でございしますが、こちらも同様にプロパー職員 9 名、市町からの派遣が職員 5 名、それに加え、また嘱託職員 1 名と臨時職員 3 名の合計 18 名に係ります、滋賀縣市町村職員共済組合費、また職員互助会費、社会保険料等として合計で 17,770,802 円を支出いたしました。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 5 節「災害補償費」は、存目として 1,000 円を計上してございましたが、支出はございませんでした。次に第 7 節「賃金」は、嘱託職員として投棄場場長 1 名、臨時職員として斎場に 2 名、また投棄場に 1 名の合計 4 名分でございまして 8,594,108 円を支出いたしました。次に第 9

節「旅費」は、県や共済組合主催の会議等への出張旅費、また情報公開および個人情報保護審査会委員の費用弁償で合計で 31,400 円を支出いたしました。第 10 節「交際費」、こちらは、管理者交際費として 20,000 円を計上してございましたが、支出はございませんでした。第 11 節「需用費」、こちらは、総務課の事務用品やコピーカウンター料等の消耗品費、公用車ガソリン代の燃料費、会議・来客用茶葉の食糧費、印刷物に係ります印刷製本費、また事務機器の修理等に係ります修繕料でございまして、合計で 654,141 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 12 節「役務費」は、事務局の電話・FAX・インターネット通信料、自動車保険料、公用車車検手数料でございまして 443,533 円を支出いたしました。第 13 節「委託料」は、共済組合への職員健康診断の委託、組合ホームページ作成委託業務で 857,651 円を支出いたしました。第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務局のコピー・FAX 機のリース料、またこちらの豊栄のさとの事務所使用料、ホームページ管理用 ASP 使用料でございまして 924,885 円を支出いたしました。第 18 節「備品購入費」は、会議用のマイク設備の購入で 110,460 円を支出いたしました。第 19 節「負担金補助及び交付金」は、社会保険協会費、組合の職員互助会への補助金、市町からの派遣職員の退職手当組合負担金で 3,595,004 円を支出いたしました。第 22 節「補償補填及び賠償金」は、存目として 1,000 円を計上してございましたが、支出はございませんでした。第 27 節「公課費」は、軽公用車の自動車重量税で 8,700 円を支出いたしました。

次に、10 ページにお移りいただきまして、第 2 目「財政調整基金」は、前年度繰越金からの積立分、こちらが 11,913,000 円ございましたのと、定期預金の利息分で合計 11,928,678 円を積立ていたしました。

第 3 目「投棄場重機・施設整備基金」は、定期預金の利息分で 50,032 円を積立ていたしました。

第 4 目「斎場施設整備基金」は、定期預金の利息分で 46,329 円を積立ていたしました。

第 5 目「退職手当基金」は、プロパー職員 9 名分に係ります、滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率を将来に向けての退職手当の積立分が 4,759,177 円ございましたのと、定期預金の利息分で合計 4,811,896 円を積立ていたしました。

続きまして、第 2 項「保健衛生費」、第 1 目「斎場管理費」でござい

まして、斎場（紫雲苑）の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算額が 31,913,000 円に対しまして、26,375,854 円を支出いたしました。不用額は 5,537,146 円でございます。

内訳といたしまして、第 11 節「需用費」、こちらは、紫雲苑の事務用品や火葬時に使用いたしますローソク、お香等の消耗品費、また火葬用灯油等の燃料費、会議・来客用茶葉に係ります食糧費、印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、また火葬炉の経年劣化に伴う修理に係ります修繕費でございまして、合計で 16,732,311 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございますが、その内、火葬炉設備の修繕には関しましては 7,656,600 円を要した状況でございます。第 12 節「役務費」、こちらは、電話・FAX・インターネット通信料、建物火災保険料、浄化槽法定検査手数料でございまして 226,229 円を支出いたしました。第 13 節「委託料」は、火葬設備の維持管理、また施設の設備の法定点検等に関しまして必要となる委託業務を行いまして 2,969,376 円を支出いたしました。内訳は、10 ページから 11 ページに渡ってございますが、備考欄のとおり、電気工作物保安管理委託業務など 14 業務の委託を行ったものでございます。

次に 11 ページにお移りいただきまして、第 14 節「使用料及び賃借料」につきましては、FAX 複合機、ガス警報機のリース料、NHK 受信料で合計 61,466 円を支出いたしました。次に第 15 節「工事請負費」は、紫雲苑館内の空調設備の改修工事、こちらのほうで 6,189,750 円を支出いたしました。第 18 節「備品購入費」は、紫雲苑館内ワックス清掃用ポリシャー、湿式クリーナーおよびパソコン用プリンターの購入で合計 196,722 円を支出いたしました。

次に、第 3 項「清掃費」でございまして、まず、第 1 目の「投棄場管理費」につきましては、こちら中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した費用でございまして、予算額が 88,443,000 円に対しまして、82,757,103 円を支出いたしました。不用額は 5,685,897 円でございます。

内訳といたしまして、第 4 節「共済費」は、中山投棄場の搬入物検査員さんの臨時職員に係ります労災保険料で 117,572 円を支出いたしました。

次に 12 ページをお開きいただきたいと思います。第 7 節「賃金」は、中山投棄場の搬入物検査員および宿日直従事者の賃金で 8,278,968 円

を支出いたしました。第 8 節「報償費」は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元協力感謝金でございまして 2,850,000 円を支出いたしました。内訳につきましては、鳥居本学区自治連合会へ 1,200,000 円、中山町中山自治会へ 600,000 円、三津屋町自治会へ 1,000,000 円、三津屋農業組合へ河川清掃費として 50,000 円でございます。第 9 節「旅費」、こちらは、関係機関会議、技術管理者講習会への出張旅費でございまして 14,940 円を支出いたしました。第 11 節「需用費」につきましては、投棄場の事務用品や浸出水処理用薬品等の消耗品費、重機等の燃料費、会議・来客用茶葉の食糧費、印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、浸出水処理設備と重機の経年劣化に伴う修理に係ります修繕料で、合計で 30,213,799 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございますが、その内、浸出水処理設備の修繕には 19,441,275 円を、重機・ダンプの修繕には 1,697,470 円を要した状況でございます。第 12 節「役務費」は、電話・FAX・インターネット通信料、また建物・自動車の保険料、重機等の車検手数料等で合計 789,617 円を支出いたしました。次に第 13 節「委託料」は、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、また法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関しまして、必要となる委託業務を行いまして 33,587,262 円を支出いたしました。内訳は、12 ページから 13 ページに渡ってございますが、備考欄のとおり、浸出水処理施設維持管理委託業務など 14 業務の委託を行ったものでございます。

それでは 13 ページにお移りいただきまして、第 14 節「使用料及び賃借料」は、こちら中山投棄場の覆土置場の用地借地料、浸出水・放流水等のデータ保存のための監視システムリース料等で 2,530,235 円を支出いたしました。第 15 節「工事請負費」は、中山投棄場の遮水シート保護工事、またガス抜き枠設置工事でございます。第 16 節「原材料費」は、覆土用の山土や砕石、人工軽量盛土材の購入で合計 1,533,000 円を支出いたしました。第 18 節「備品購入費」は、テレビデジタルチューナーの購入で 9,960 円を支出いたしました。第 19 節「負担金補助及び交付金」は、県廃棄物適正管理協議会費で 10,000 円を支出いたしました。第 27 節「公課費」は、13 ページから 14 ページに渡ってございますが、ダンプ 2 台と軽公用車の自動車重量税で合計 136,900 円を支出いたしました。

14 ページの方にお移りいただきまして、次に、第 2 目「塵芥焼却場

費」でございますが、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございます。予算額 636,000 円に対しまして、585,122 円を支出いたしました。不用額は 50,878 円でございます。

内訳といたしまして、第 9 節「旅費」につきましては、県および関係機関会議等への出張旅費で 16,640 円を支出いたしました。第 11 節「需用費」は、建設推進室の事務用品等の消耗品の購入、公用車の燃料費で、食糧費として会議用お茶の購入を見込んでおりましたが、こちらはございませんでしたので、合計で 169,047 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。次に第 12 節「役務費」は、郵便用切手代、軽公用車の保険料でございます。合計 15,900 円を支出いたしました。第 14 節「使用料及び賃借料」は、建設推進室の軽公用車のリース料でございます。171,725 円を支出いたしました。第 18 節「備品購入費」は、会議用テーブル・いす、書類用サイドワゴン等の購入で 211,810 円を支出いたしました。

次に、第 3 款「公債費」、第 1 項「公債費」でございますけれども、こちらは、平成 8 年度、9 年度、11 年度、20 年度、21 年度に借り入れまして、起債同意は、平成 7 年度、8 年度、10 年度、19 年度、20 年度とずれているものでございますが、投棄場の施設整備事業債に係ります償還といたしまして、第 1 目「元金」は、元金償還金として 215,345,756 円、第 2 目「利子」につきましては、利子償還金として 12,201,540 円、合わせまして 227,547,296 円を支出いたしました。

それでは続きまして、15 ページをお開きいただきたいと思っております。

第 4 款「予備費」でございますが、こちらにつきましては、1,000,000 円を計上してございましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございます。歳出合計欄で、予算額 517,971,000 円に対しまして、歳出総額 500,360,425 円で、執行率にいたしまして 96.60% ございました。

それでは次に、16 ページをご覧ください。と思っております。「実質収支に関する調書」でございます。区分 5 の実質収支額につきましては、18,966,098 円でございます。こちらにつきましては平成 23 年度へ繰越をさせていただくものでございます。

次に、17 ページをお開きいただきたいと思っております。「財産に関する調書」でございます。「1 公有財産」の「(1) 土地建物」の状況につきましては、前年度と増減はございませんでした。

続きまして 18 ページをお開きいただきたいと思います。「2 物品」につきましては、50 万円以上の物品（備品）の状況でございますが、前年度と増減はございません。次に「3 基金」でございますが、決算年度、平成 22 年度末の現在高といたしまして、右から 2 列目の欄で、財政調整基金が 24,164,251 円、斎場施設整備基金が 46,375,348 円、投棄場重機・施設整備基金が 50,082,826 円、退職手当基金が 39,191,573 円で、4 つの基金の合計で、159,813,998 円でございます。増減高といたしまして、増減の内訳を備考欄に記載させていただいておりますが、利息分の積立のほかに、財政調整基金は、前年度繰越金 11,913,000 円の積立分の増加、また退職手当積立基金につきましては、退職手当相当積立分 4,759,177 円の増加、また職員 1 名の希望退職に伴う取崩し分がございまして 18,339,769 円の減少でございました。4 つの基金の合計では、前年比 1,502,834 円の減少という状況でございました。

以上が、平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算でございます。

それでは続きまして、決算書の別添資料といたしまして、「主要施策の概要」というものをお付けさせていただいておりますが、そちらをご覧くださいと思います。

それでは、1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 ページの資料につきましては、平成 22 年度予算額および決算額の資料でございます。右から 2 列目の欄、こちらで「平成 22 年度決算額とその前年 21 年度決算額との差引」の増減比較をしております。また、右から 4 列目の欄で「平成 22 年度の予算現額と決算額との比較」をしているものでございます。歳出について、前年度決算との比較、右から 2 欄目でございますが、同ページの中段あたりでございます。第 2 款「衛生費」、第 1 項「衛生管理費」、第 1 目「一般管理費」におきまして、第 2 節「給料」、第 3 節「職員手当」、第 4 節「共済費」の人件費、また下の方の第 19 節「負担金補助及び交付金」につきましては、大きく増加しております。これにつきましては、平成 22 年 3 月から新たな組合組織となり、建設推進室が組織され、3 名の職員を配置いただいたこと、また総務課の職員が 1 名増員されたことによりまして、合計 4 名の職員増となったことが要因でございます。ただし、第 3 節「職員手当」につきましては、退職手当の約 18,340,000 円、また紫雲苑の方で超過勤務手当の過年度の差額支給を行いました 2,900,000 円が含まれてい

るものでございます。次に、予算現額と決算額との比較、右から4欄目でございますが、こちらにつきましては、第2款「衛生費」、第1項「衛生管理費」、第1目「一般管理費」におきましては、人件費の執行残額が生じております。こちらにつきましては、人事異動に伴いまして派遣職員の人件費に関しまして、見込みで算定させていただきましたが、実際来ていただいた方との差額から生じたものでございます。

続きまして2ページの方にお移りいただきたいと思っております。前年度決算との比較、右から2欄目の数字といたしましては、表の中段下、第3項「清掃費」、第2目「塵芥焼却場費」、こちらにおきましては、建設推進室が新たに組織されたことに伴いまして増加しているものでございます。また、一番下の歳出の合計の決算額につきましては、前年度決算額よりも、53,231,805円、増減率で11.91%の増加という状況でございました。次に、予算現額と決算額との比較、右から4欄目の数字でございますが、表の上段、第2項「保健衛生費」、第1目「斎場管理費」におきましては、火葬炉の修繕、委託業務、空調設備工事等の入札執行による執行残額で生じたものでございます。また、第3項「清掃費」、第1目「投棄場管理費」におきましても、浸出水処理設備の修繕に係ります経費、委託業務に係ります経費、また遮水シート保護工事等の入札執行残額が生じたものでございます。

3ページの資料をご覧くださいと思っております。平成22年度の紫雲苑（火葬場）の利用状況の資料でございます。合計欄にございますように、火葬等の取扱い件数で2,535件、使用料といたしまして25,560,000円の利用実績でございました。一番下に参考で記載させていただいておりますが、前年度と比較しますと、人体と動物を合わせた火葬件数は全体で20件増加、有料取扱いの金額で955,000円の増加という状況でございました。

それでは次に4ページの資料をご覧くださいと思っております。4ページの資料は、平成22年度の紫雲苑（火葬場）の月別使用料実績の資料でございます。人体の取扱い平均は、月平均で101件、動物につきましては、減免分を除きますと90件の取扱いでございました。なお、動物の減免におきまして、4月、5月が多くなっておりますが、こちらは、各市町で実施されますカワウ・カラス等駆除の持込が含まれているものでございます。

続いて5ページの資料をご覧くださいと思っております。平成22年度

の「人体」の火葬件数につきまして、各市町別、月別で集計した資料でございます。彦根市分で合計 907 件、豊郷町分で合計 73 件、甲良町分で合計 88 件、多賀町分で合計 99 件、管外取扱い分で合計 42 件、総合計で 1,209 件の取扱い状況でございます。

それでは、6 ページの資料をご覧いただきたいと思います。平成 22 年度の動物を除きます「人体」の 1 日当たりの火葬件数の資料でございます。1 日当たり一番多い火葬の取扱いは、11 件の火葬を行った日が 1 日ございました。1 日当たり火葬取扱件数別では、下にございますが 3 件の取扱いが 70 日、次いで、2 件の取扱いが 58 日、4 件の取扱いが 53 日の順となっておりまして、1 日当たりの火葬取扱いの平均は 3.6 件でございます。

次に 7 ページの資料をご覧いただきたいと思います。平成 22 年度の「動物」の火葬件数につきまして、各市町別、月別で集計した資料でございます。彦根市分で合計 915 件、豊郷町分で合計 190 件、甲良町分で合計 99 件、多賀町分で合計 93 件、総合計で 1,297 件の取扱いでございます。

次に 8 ページの資料をご覧いただきたいと思います。紫雲苑の年度別利用状況でありまして、平成 16 年度から平成 22 年度までの火葬件数の資料でございます。動物等を除き、人体につきましては、おおむね 1,100 件から 1,200 件程度の取扱いとなっております。動物につきましては、減免を除く有料分の取扱件数の状況について、おおむね 1,000 件から 1,100 件程度の取扱いとなっております。

続いて 9 ページの資料をご覧いただきたいと思います。紫雲苑（火葬場）の管外利用者の年度別利用状況の資料でございます。平成 22 年度は合計で 46 件、金額で 2,445,000 円でありまして、前年度の平成 21 年度は合計で 35 件、金額で 2,010,000 円でありましたので、差引き 11 件の増加、435,000 円の増加という状況でございます。なお、管内料金は 1 件 15,000 円ですが、管外料金は 60,000 円でございますので、取扱う件数の増減によりまして、使用料にも大きく影響しているものでございます。

続いて 10 ページの資料をご覧いただきたいと思います。10 ページの資料は、平成 22 年度「中山投棄場」の利用状況の資料でございます。合計欄にございますように、台数、上段で 5,680 台、搬入量、下段で 3,583,180kg、使用料にいたしまして 3,967,640 円の利用実績でございます。

ました。前年度と比較いたしますと、台数で 168 台減少、搬入量で 263,030kg 減少、有料取扱いの金額で 797,680 円の減少という状況でございます。

続いて 11 ページの資料をご覧くださいと思います。11 ページの資料は、ごみの種類別、市町別、年度別の搬入状況の資料でございます。平成 15 年度から 22 年度までの状況を集計してございます。この搬入量の推移につきまして、小さい数字でございますので、別の資料にグラフで表示いたしておりますので 12 ページをご覧ください。12 ページのグラフでございますが、平成 11 年度以降の状況を、各市町別・年度別に示してございます。搬入量のピーク時が平成 14 年度でございます。その 14 年度以降は、多少の凹凸はございますが、各市町でのごみ減量化の取組によりまして、年々、搬入量が少なくなっている状況となっております。

13 ページの資料をご覧くださいと思います。中山投棄場の年度別搬入量の推移、埋立実績の資料でございます。上段の表で、年度別の埋立進行率を表示してございまして、平成 22 年度末におけます埋立進行率は 68.52% でございまして、埋立可能容量の 68.52% を埋立てたという状況となっております。

続いて 14 ページの資料をご覧くださいと思います。14 ページから 16 ページにかけては、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水の放流水につきまして、水質検査や悪臭測定を行った結果の数値でございます。中山および日夏投棄場とも、放流水の検査結果につきまして、生活環境項目・健康項目・悪臭測定・ダイオキシン類のいずれも基準値をクリアしているものでございます。

それでは続きまして 17 ページの資料をご覧くださいと思います。17 ページ、基金現在高表でございます。各基金の平成 22 年度末現在高の資料でございまして、先程の決算でもご説明でも申し上げましたが、平成 22 年度末での 4 つの基金の合計といたしましては 159,813,998 円という状況でございます。

続きまして 18 ページをお開きいただきたいと思います。平成 22 年度における地方債の新たな借入れはございませんでした。平成 22 年度末におけます借入金の残高は、表の一番右欄でございますが、合計で 382,961,799 円でございます。なお、地方債の償還のピークにつきましては平成 23 年度でございまして、以降におきましては償還額は減少し

ていく状況でございます。

それでは続いて 19 ページの資料をご覧くださいと思います。平成 22 年度の職員人件費の明細の資料でございます。先程の決算書の説明におきましても、各所属別で、給料、職員手当、共済費等につきましては掲載させていただいておりますが、こちらの資料におきましては、職員手当につきまして、手当の種類別で表示いたしております。なお、一番下に人件費総計といたしまして、平成 22 年度と前年度人件費とを比較いたしております、約 49,100,000 円の増加となっております。ただし、この金額には、退職手当の約 18,340,000 円および超過勤務手当の過年度差額支給分の約 2,900,000 円が含まれてございますので、職員数が 4 人増加したことに伴いまして、実質的には約 27,900,000 円の増加となったものでございます。

最後に、資料の方で 20 ページから 25 ページにかけては、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費に関しまして契約実績の内訳明細につきましての資料を添付してございます。

以上、平成 22 年度の主要施策の概要のご説明とさせていただきます。

それでは、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので発言を許します。8 番、今村恵美子くん。

今村議員 それでは、議案第 3 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして質疑を行わせていただきます。

12 ページの歳出中ですが、第 2 款「衛生費」、第 3 項「清掃費」、第 1 目「投棄場管理」、第 8 節「報償費」の中の地元協力感謝金 2,850,000 円が歳出の中で計上されておりますけれども、これについて 3 点質疑をお願いいたします。1 点目は、ここにはそれぞれ内訳として鳥居本学区自治連合会 1,200,000 円、また中山町中山自治会には 600,000 円、三津屋町自治会に 1,000,000 円、三津屋農業組合に河川清掃で 50,000 円と報償費の明細が書かれておりますけれども、これまでそれぞれ支出してきました総額はいくら位になっているのでしょうか。また、2 点目は、この地元協力感謝金のそれぞれの金額についての算定根拠はどのようなものなのでしょうか。つぎ 3 点目ですが、これは、いつまで支出を予定されているのか。この以上 3 点について、説明を求めます。

続きまして、先ほど決算の資料等にもありましかれども、当組合の契約の 22 年度におきましての一般会計の契約の中で、この中の資料で見ますと、随意契約は、33 件中 14 件が予算額と契約額が同額になっています。また指名競争入札におきましても、契約説明で 10 件の指名競争入札の内 2 件が予算額と契約額が同額というのが出ております。この同額の金額というのは、随意契約でしたら約 4 割が予算額と同額、また指名競争入札におきましても 2 割が予算額と契約金額が一緒というのは、契約の地方自治法の第 234 条に照らしても、ちょっと疑問を持っておりますので、このことについて当組合では、どのように見解を持っておられるのか説明をお願いいたします。以上です。

議 長 中山投棄場 水森場長。

投棄場場長 失礼いたします。平成 22 年度一般会計決算書の歳出中、「投棄場管理費」、「報償費」の地元協力感謝金 285 万円のご質問につきまして、お答えいたします。

まず、これまで、各々に支出してきた総額ですけれども、鳥居本学区自治連合会には 1,680 万円、中山町中山自治会には 980 万円、三津屋町自治会には 3,068 万円、それに三津屋農業組合には 80 万円となっております。

これらの支出は、本年 2 月の当組合定例議会でもお答えいたしましたとおり、投棄場の設置等に伴い地元住民の理解と協力を得るため取り交わしました覚書に基づくものでありまして、その金額は、環境保全対策金として、それぞれの団体と合意に至った金額としているものでございます。

最後に、地元協力感謝金は、いつまで支出予定かということですが、鳥居本学区自治連合会および中山町中山自治会につきましては埋立完了年月まで、三津屋町自治会および三津屋農業組合については、日夏投棄場の廃止までとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、ご質問のうち、委託業務などの契約で、予算額と契約額とが同額となっているものがある、とのご質問の部分についてお答えいたします。

紫雲苑や日夏・中山投棄場の特殊な設備の保守点検や維持管理に係る契約につきましては、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、前年度や過去の契約実績を超えない額を予算計上している状況でございまして、地

方自治法施行令第167条の2の規定により、取扱いが可能で実績のある業者を選定し、その予算の範囲で随意契約を行ったことによるものでございます。

また、指名競争入札による契約方法で予算額と契約額が同額となっている契約につきましては、指名競争入札によりまして落札した業者と長期継続契約を締結しておりますことから、契約している金額を予算計上していることによるものでございますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長 再質疑ありますか。

8番 今村恵美子君。

今村議員 まず、この地元協力感謝金のことでございますけれども、先ほど、これまでの、トータルで支出されてきた金額は説明いただきましたが、その中でも、ひとつ解らなかったのは、この覚書の中身について鳥居本学区自治連合会と中山町中山自治会については、埋立完了までだという説明がありましたが、日夏投棄場につきましては、三津屋町自治会に対しては、日夏投棄場の廃止が行われるまでということを先ほど、私はそのように聞こえたんですけれども、日夏投棄場の廃止というのは、どういう状態でしょうか。現状としては、投棄はされていないと思うんですけれども、どんなふうになっているのかという点と、この問題は、住民から見た場合の問題ですけれども、住民サービスの公平の観点から、こういうのは違法支出だという認識を持っておられる方もいらっしゃいます。この当組合におきましては、覚書が法的拘束力があるというかたちで、今の説明ではあったと思うんですけれども、これは地方自治法では、どの部分に法的な根拠を当組合として持っておられるのか。そのことを再度お聞きいたします。

それと、続いて契約の問題ですけれども、地方自治法では、基本的には契約というのは、不特定多数の、そしてそういった中で、競争を行ったうえで、実施していくという一般競争入札が、第1条件なんですけれども、随意契約は、相手方を競争の方法ではなく、行政側が選択する、そういったやり方だと思うんですけれども、このことで前年度の予算等を勘案して、この金額が出てきているという説明ですが、そうなりますと、この随意契約者というのは、この組合が交わしている随意契約者というのは、固定的なんですか。説明からいくと、同じ業者がずっと固定的に、契約を受けているという感じに聞こえました。指名競争入札

におきましては、長期契約の 22 年度分の按分分だということで固定しているわけですね、予定価格もない中で、固定した業者が長期にわたってこの当管内の契約、いろんな委託業務等をされているということですが、このことは、やはり契約の公平性、または公正性という問題から考えた場合に、私は当組合の職員のみなさん、一所懸命、経費節減で頑張っていたいただいていると思いますが、業者との繋がりが強くなるのではないかという懸念をするのですが、そういった面では、業者との関係はどのように公正性を保つために業務の中では行われているのでしょうか。そのことについて再度答弁を求めます。

議 長 中山投棄場場長。

中山投棄場場長 まず日夏投棄場の廃止ということでございますけれども、投棄場につきましての廃止と言いますのは、投棄場の閉鎖という意味でございます。日夏投棄場につきましては、平成 10 年で埋立は終了しておりますけれども、すぐにその投棄場を廃止、つまり閉鎖ができるものではございません。埋立終了後も排水とか発生ガスにつきまして、モニタリングを踏まえ、条件が整えば投棄場を廃止できる、閉鎖できるというふうになりますので、今もモニタリング続けているということでございます。

そして、もう一つ法的根拠、地元協力感謝金の法的根拠でございますけれども、2 月議会でもお答えしましたように地方自治法の第 232 条第 1 項の経費の支弁ということでやっているものでございます。以上でございます。

議 長 総務課長。

総務課長 契約に関しましてですが、随意契約に関して、固定されている業者をずっと継続して選定しているかという部分でございますけれども、先ほども申し上げましたが、紫雲苑、中山投棄場の特殊な設備を扱うという部分に関しましては、扱う業者が限られてございますので、その分、同じ業者に前年度同様、続けて契約するという形の随意契約を選定せざるを得ないというものでございます。ただ、金額が適正かどうかという問題につきましては、業者の言い値なりで契約しているわけではなく、他の団体、同じような斎場を管理されているところですか、そういったところに予算なり落札額なりを確認いたしまして、適正な価格であるか確認をしている状況でございます。次に指名競争入札の関係で、同額となっているものについては、先ほどもおっしゃっていただきましたが、長期継続契約という契約の手法ですので、一番最初については、指名競

争入札という形で競争をしていただいた形で、一定の額で、期間契約をしている状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

今村議員 同一業者が続くことについてどう思っているのかについて答えていない。

議長 総務課長。

総務課長 同一業者が続けば公平性を欠くという部分につきまして、今ほど申し上げました特殊性という面で、近隣なり多くの範囲で可能な業者を探すということに努めておりますけれども、やはり、その辺ができる業者が限られますし、火葬場なり浸出水の中山投棄場等の設備の維持管理におきましては、設備等に意匠登録なり、そういった特許をもっている設備が入ってございまして、逆にそういう業者でないと触れないという特殊性もございしますので、公平性という面もございしますが、そういう業者でしかできないという部分もございしますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長 8番 今村恵美子君。

今村議員 地元協力金のことについてですけれども、先ほど場長の方からこの契約は、地方自治法第232条の2、これは、寄附および補助に関する法令で、普通地方公共団体は、その公益上必要があると場合においては、寄附又は補助をすることができる。この法令に根拠をもってやっておられるとのことなんです、そうしますと、これは公益上に公益があると思っ、そういった団体、そういったところに行政からの補助を出していくということができるという法律なんです、先ほどの場長の説明でいきますと、この日夏投棄所に関しましましては、廃止はというのは未定という形の排水モニタリング、条件を整えば、ということで規定はされていないという説明でしたけれども、一方、そちらの鳥居本学区自治連合会に対しましては、埋立が満杯になったらその時点で、埋立処分が終わった時点で廃止をします。あの覚書の中身が違うんですけれども、こう言った中身の状況で、ここには管理者は、法律のプロですから一番よくわかると思うんですが、そういった覚書の内容で支出根拠、支出負担行為ができるものであるかどうかというのが疑念を持つんですけれども、その点については、当組合では、どのように判断をされているのか、最後にお聞きさせていただきます。

それから、契約の関係ですけれども、これまでも契約の問題では、地方自治法の第234条等に契約の中身が書いておりますが、このような一

部事務組合におきましては、随意契約が非常に多く、さらに指名競争入札、一般競争入札はまだ行われておりませんが、入札に係る費用というのは決して少なくないわけです。そういった中で、やはり職員さんと業者との関わりも、私は、平素から非常に濃いものがあるのではないかとこのように思うんです。そういった中で、やはり業者との関係で、当組合が入札または随意契約、そういった契約において公平、適正な契約を続けていくということは、非常に内部規律のいろんな問題がなかったら、長年、この職員さんはあまり代わりませんので、長年業者さんとお付き合いをしていたら、業者との間のいろんな問題が出てくる可能性は無きにしもあらずと思いますけれども、そういった契約は、公金で行う訳ですから地方財政法にありますように、最少の経費で最大の効果を上げると、そういった公益の立場を貫いていただかなくてはならないんですけれども、職員のそういった問題については、業者との関わりは、どういうところで適正な関係が維持されているのか、その今実行している当組合の契約に携わる職員のみなさんの日ごろの職務状況について、説明をお願いします。以上です。

議長 中山投棄場場長。

中山投棄場場長 まず、法的根拠でございますけれども、私は、地方自治法第 232 条の第 1 項ということで経費の支弁ということでご説明をさせていただきましたので、お間違いのないようにいただきたいと思います。

そして、支出予定の期限といたしまして、中山投棄場が埋立完了年月、日夏が処理場の廃止までという違いですけれども、鳥居本学区自治連合会や中山町中山自治会の地元協力感謝金につきましては、中山投棄場への搬入車両による騒音、また交通量の増加など周辺環境への懸念に対するものでございまして、収集車等の通行がなくなる埋立完了に伴って支出を無くす、止めるというものでございます。もうひとつ日夏投棄場ですけれども、三津屋町自治会とか三津屋農業組合につきましては、日夏町の浸出処理水の放流に伴っての周辺環境への配慮というものでやっておるものでございます。日夏投棄場におきましては、先ほど言いましたように平成 10 年を持って埋立は終了しておりますけれども、投棄場の廃止には至っておりませんので、排水処理につきましては、今も稼働しておりますので、現在も支出しているということでございます。以上です。

議長 総務課長。

総務課長 契約の関係でけれども、議員のご指摘いただきましたように、何分組

合といたしましては、職員数も限られ、その中で契約業務を行っていくというものでございますが、それにつきまして派遣職員は、定期的に代わるということもございます。またプロパー職員に関しましては、こちらの組合で採用されている職員についても、定期的にローテーションで職場異動を考えていきたいと思っております。また、職員の倫理、そういったことについても、周知し、職員の能力を高めていきたいと思っております。そういった中で、随意契約等での手法でしかやむを得ないという業務も中には出てくると思います。これから入札の制度につきましても、一般競争入札が出てきておりますので、うちの組合でも条件付き一般競争入札を、前回の議会でも答弁させていただきましたように、導入に向けて取り組んでいきたいという状況でございまして、ただ職員数も限られておるといって状況で、その基準を作って今後対応をしていきたいと思っております。ただ、特殊なものについては、法に則って随意契約という手法で行わざるを得ないものがあるかと思っておりますので、ご理解をお願いします。

議長 他に質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

今村議員 議長。反対討論。

議長 今村恵美子君。8番。

今村議員 それでは、議案第3号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして反対討論をいたします。

3点指摘をさせていただきたいと思っております。

1点目ですが、当組合は、複合的一部事務組合として1市4町での合同事業をしているところですが、この当組合におきましての財政運営について、公正、公正な原則で、私は進められるべきだと考えております。その点から見ますとこの決算書からも、以前からも指摘しておりますが、分担金、負担金おける均等割、人口割の現状は、各自治体の財政規模と比較して、特に均等割は、公平性に欠けていると思っております。この改善がみられておりませんので、この点は、当組合としても今後の

検討していくべき問題だと思えます。それが1点目です。

2点目ですが、地方財政法では、最少経費で最大の効果を上げていく、こういったことが全ての地方公共団体、またこういった一部事務組合でも求められております。今回、契約の問題で指摘をさせていただきましたが、特質な業務、またやっている業者が限られてくるという問題は以前からも聞いておりますけれども、やはり公正は入札、機会均等の理念かつ経済性の確保という観点から考えますと、当組合の決算における契約の状況というのは、非常に問題があります。住民のみなさんからお預かりをしている公金を、どう支出していくかは、執行者の姿勢が問われる問題です。今回の決算では、納得がいきませんので、2点目の反対理由といたします。

そして3点目は、建設推進室に係る問題でございます。これは22年度では建設推進室が開室されるということで、そういったことで予算、決算の額も限定的ではありますが、この予定している広域ごみ処理施設建設について、私は、非常に現計画は問題があると、計画変更も必要ではないかと考えております。この問題は、国に対して昨年の8月に循環型社会形成推進計画書というのが提出されて、当組合議会にその中身が開示されたのは、今年の予算議会のとき3月過ぎてからでした。その提出、認可申請をされている時点では、議会に公開をされませんでした。この事業というのは、大型のごみ焼却施設も建設し、リサイクル施設も建設する、こういった事業は、この管内でも大変大型事業になります。こういった問題が、やはり関係住民に十分に情報公開が徹底されない、ましてや、議会にも徹底されない、こういったことで事業が進められていくというのは、非常に問題があると思えます。こういった面で、私は、今回、環境省の認可は取れておりますが、中身の計画変更は、できる中身になっております。ぜひ、この計画も再度見直して、ごみ焼却量を減らしていく、そういったための資源循環型の施設建設へともっと前向きに検討をされる必要があると思えますので、その点についても反対理由にさせていただきます。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第 3 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を、原案のとおり認定することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

一起立者 多数一

ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第 3 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩 15:36～15:48》

12 番 伊谷 正昭議員 退席

17 番 辰己 保議員 退席

18 番 西澤久仁雄議員 退席

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《出席議員数：14 名、会議開会定足数：10 名》

【議案第 4 号上程】

議長 次に、日程第 7、議案第 4 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

管理者 それでは、議案第 4 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）」これにつきまして、概略を管理者の方からご説明をさせていただきます。

今回の補正の内容でございますが、これは前年度の決算に伴う繰越額につきまして、財政調整基金への積立を行おうとするものでございます。当初予算額は、477,392,000 円でしたが、これに対しまして歳入歳出それぞれに 17,467,000 円を追加いたしまして、予算総額を 494,859,000 円といたしたいというものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくお願いたします。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）」の詳細につきましてご説明をいたします。

お手元の補正予算書につきまして、3ページ以降の「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明をさせていただきます。

まず3ページをお開きいただきたいと思います。3ページは「1. 総括」といたしまして、歳入歳出とも「款」の区分により補正額等を明記しておりますが、その内訳詳細説明につきましては、4ページにございますので、4ページをご覧いただきたいと思います。上段の「2. 歳入」におきましては、前年度の決算に伴います繰越額、実質収支額が18,967,000円ございましたので、当初予算において計上しております1,500,000円を差し引きました17,467,000円につきまして、第5款「繰越金」、第1項「繰越金」、第1目「繰越金」、第1節「前年度繰越金」に計上するものでございます。続いて下の「3. 歳出」におきましては、歳入の「繰越金」に増額計上する額と同額の17,467,000円につきまして、第2款「衛生費」、第1項「衛生管理費」、第2目「財政調整基金」、第25節「積立金」に計上し、財政調整基金への積み立てを行うものでございます。

なお、今回の平成22年度の繰越金につきましては、1市3町に係る斎場事業、投棄場事業の繰越金と、1市4町に係る建設推進室事業の繰越金がございますので、財政調整基金への積立に際しましては、従来の1市3町分と新しく1市4町分に分けて、管理を行う予定をしているものでございます。

以上、「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）」の詳細説明とさせていただきます。

ご審議につきましてよろしくお願申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

—異議なしの声—

異議なしと認め、議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

【一般質問】

議長 次に、日程第8、定例会でもありますので、当組合所管事項に対する「一般質問」を行います。

通告書が1名の方から提出されております。8番、今村恵美子君。

今村議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

ゼロ・ウェイストへの取り組みをとということで、質問をさせていただきます。

現在、当組合では、大型ごみ処分場計画が進行中です。大きな借金をして、関係市町の税負担で進めていくこれまでのごみ行政の見直しが必要だと思えます。ごみは、燃やしても消えません。全国では、「ゼロ・ウェイスト」を宣言する自治体も出てきています。地球温暖化問題やごみ処分にかかる自治体負担の軽減を考えて、事業計画をたてていくべきではないでしょうか。「浪費社会」から「もったいない社会」への市民の意識転換へごみ行政も大きくシフトすることがこの時代、大変大事だと思います。

そこで、当組合が計画しております広域ごみ処理施設での可燃ごみ量の減量化、当組合から出しました循環型社会形成推進地域計画、これを見ましても、よく解らないんですけれども、可燃ごみの減量化をどう進めていこうと考えておられるのか。また、可燃、不燃ごみから現状以上の資源循環率を高める方策、これについては、当組合では、どのような見解を持っておられるのか、質問をさせていただきます。よろしくお願

いします。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 失礼します。「ゼロ・ウェイストへの取り組みを」につきましてお答えをいたします。

廃棄物処理に関わる計画の策定や実施は、各市町村の責務でございます。このため可燃ごみの減量化を進めるための計画につきましては、組合構成各自治体にて取り組まれることとなります。

当組合といたしましては、構成各自治体が各種施策の取り組みを推し進めていただいた後に排出されることになったごみについて、適正に処理をさせていただくものと考えております。

排出されたこれらごみの内、不燃ごみにつきましては、マテリアルリサイクル推進施設で、最新の設備を導入しまして、再資源化量の増加を図ってまいりたいと考えており、また、可燃ごみにつきましては、熱エネルギー回収施設において、焼却時に発生する熱の有効利用を図ることで、資源の循環を高めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 8番、今村恵美子君。

今村議員 ただいまの室長の答弁は、事務的な答弁だったなというふうに感じます。この循環型社会形成推進計画、これは促進協議会で策定されました湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想、平成20年に作成されてますね、それを基準にして、今回のこの推進計画が提出されているという経過だと思うんですけども、私が申し上げたいのは、この計画でいきますと、だいたい平成30年度に施設稼働という形の計画書になっております。それで、いま平成23年度ですけども、その焼却処分のごみ量が減るのかなと、計画推移を見てましたけれども、若干減るだけですね、この計画推移でいくと、なぜそのようになるのかなと思ひまして、計画書を読んで検討しておりましたが、結果的には、この分別の仕方が全然変わらない、特に彦根市の場合は、この新しい可燃ごみごみ焼却施設におきましては、従来中山投棄場での廃プラスチックの埋立て処分を、焼却処分にも回すという形の中身も含まれております。あと、4町におきましては、リバーセンターでRDFを作っておるわけですけども、そういったものを全量、この新しい焼却施設で処分していくと形になっているのですけれども、これは、非常にこの計画案には、ストーカー炉と3案ありますよね、どの計画を見ても、焼却処分をして、あと、余熱利

用的なそういうことも含まれておりますが、焼却処分の減量化は全然達成できないような計画内容になっております。そのことで今回、経費の問題におきまして、起債償還分は、1/3は補助金が適用されても、交付対象外もありますので、多くの金額2/3近く、5億円から6億円ぐらいは起債償還分として、15年ぐらいは償還をしていかななくてはならないという計画になっておりますけれども、私は、この施設というのは、今のCO2の削減からいきましても、循環型社会形成計画という名前とはかけ離れた計画になっているのではないかと感じております。この管内のそれぞれの施設を1カ所に集約統合していくという計画で始まっているわけですが、現実的にその施行され実施されたあとの資源化というのがほとんど、私はこの計画を見ていて変わらないなど、焼却処分が大方を占めていると感じます。それとし尿処理等、彦根市は、清掃センターの方でやっていますし、愛知犬上は、豊楠苑、豊郷の方でやっておりますが、こういった施設の今後の利用も含めて今回の計画では、私はこの関係自治体、住民に対して負担は、きっとこれでいくとかなり増えます。増えるけれども本来の循環型社会に向けての施設にならないと感じますけれども、そういった点でどのように資源化して循環型にして焼却処分の量を減らすことを実施していくのか。そのことは、もう建設されてしまうと建設に係るランニングコスト、起債償還を含めて長い年月、当管内の住民は負担をさせられるわけですから、そのことを前提にして、やはり計画段階で、きちっとした見直しをするべきでないかと思っておりますけれども、その点についてはどのように判断されているのか、考えをお聞かせください。

議長 建設推進室長。

建設推進室長 今、お尋ねの件ですが、まず計画の方で減量化がそれほど図れていない。それと、その殆どが焼却処分を行うのが目的でないかというお尋ねだったと思いますが、こちらの計画は、減量化が図れてないということですが、あくまでも排出抑制を第1に考えましてそれから再使用、再生利用をしたうえで、残ったごみについて焼却処分ということですので、もちろんそれほど大規模な施設というふうには考えておりません。その残ったものについて、燃やさざるを得ないものを燃やすべき施設を建てるということですので、適正な施設を建てるということですので、巨額な施設とおっしゃいましたが、適正な施設を建設するということが考えとしてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 8 番、今村恵美子君。

今村議員 各 1 市 4 町で処理できるものを、最終的に焼却処分にする、適正な施設の建設を考えているという答弁だったと思うんです。私が、疑問に思いますのは、1 市 4 町で、いま可燃ごみの減量化、生ごみの収集等いろいろな形態を作っていますが、なぜそれが、私は思うんですけれども、焼却処分っていうことは、いまこの計画にある大型の焼却処分っていうのは生ごみを使えば、やっぱり温度が下がりますし、プラスチックを焼きますと炉内が傷むし、ダイオキシンの発生が懸念されますし、焼却炉の延命を考えても燃料費の高騰するような焼却施設というのは、ベターではないと思うんです。それよりも、私は、この管内全体での可燃ごみの減量取組、このことによって施設の建設費用を抑えることができると共に、新たな雇用創出、いま若者でも仕事がなかなかありません、大型なプラント施設を建てて十何年も起債償還で各 1 市 4 町の財政負担を続けていく、そのお金があるならば、私は、省エネでさらにエコなごみ処分施設、こういったことを当組合でも検討に入るべきではないかと、いままだ計画段階ですから、そういったこともまだ十分可能な段階なので、あえて申し上げるんですけれども、可燃ごみを分別して、そこからバイオ発電等もできます。し尿、それから生ごみ、そういったものとか、この管内 30 年度におきましても、し尿関係は管内だけでも 30,000 kℓ ぐらいのまだ処理が必要だという形で、計画に上がっております。そういったものも含めて同じみんなの公金を使うのであれば、より環境に配慮した処分施設の建設に私は、計画変更の検討はされても無駄ではないと思うんですけれども、今の計画でいきますと推進室の中では、機種選定で 3 種類内どれかにするか、という形とリサイクル施設、もう一つ新しく建設するというのを今後も建設しての課題とされていくわけですか。まだ、計画変更という可能性というのはどういうふうに考えておられるのか、その点について次、答弁をお願いします。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 リサイクルにつきましては、リサイクル施設を同時に整備のほうを考えております。それで、この雇用情勢が厳しい中、そんな巨額な施設を建てるより、ほかの面に見直すべきではないかということですが、ごみ処理というのは生活に密着した施設ですので、これを整備して、適正にごみ処理していくというのは重要な責務だと思いますので、そちらにつきましては、繰り返すようですが 3R の推進した結果、残ったごみに

ついて適正に処理していくというのが本来だと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

あの計画につきましては、先ほどの分別方式等も今後、広域化1市4町で、そういった分別等の検討はされなければならないと思いますが、こちらとしては、今のところそういった施設の整備ということで考えておりますのでご理解をお願いします。

議 長 8番 今村議員に申し上げますけれども、他の方もご質問があるかと思いますが、一応考えて質問をしてください。

一般質問においても、再々質問で止めていただくのが普通だと。4回目になりますと、例えば、ほかの議員もやろうと思っておりますので、ある程度の部分は守ってください。

議 長 他に質問はございますか。

議 長 5番 山内善男君。

山内議員 私、初めて出させていただきましたので、基本的なことでお伺いいたします。今日、行われているのは彦根愛知犬上広域行政組合の議会ということですが、勉強会に私も何度か出させていただきました。湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会というのが一方ではあります、これでの組織的な関係が、もう一つ私自身、理解が損ねるところがあります。基本的には、それぞれの議会から住民代表が出て、こういう行政組合議会が開かれている。ところが、一方で協議会が存在をすると、この組織的な関係について、何か規約で明確にされている部分があるのでしょうか。質問です。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会につきましては、規約を設けまして、組織させていただいてます。これはうちの広域行政組合の建設推進室の方が事務局の方をお預かりさせてもらってまして、事務の方を進めさせていただいている状態でございます。また、組合とは、また別の組織となります。

また、構成員につきましては、各市町、各市町長が構成員となります。

議 長 5番 山内善男君。

山内議員 協議会につきましては、この広域行政組合で全体が認定をしたということか、賛成をしたということになるのでしょうか。

再度お願いします。

建設推進室長 お尋ねの件ですが、協議会がどこで認定をされたのかということでは

ようか。協議会につきましては、広域行政組合ができる前、平成 13 年当時に組織されてまして、組合等での認定等されていないと思います。

議長 5 番 山内善男君。

山内議員 その、いま行われているのは、彦根愛知犬上広域行政組合の会議ですが、ところが一方で、同じ事業を推進するのに湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会があるというのは、非常に私自身は不可解に思っています。こういう民主的な議会の中でどういう施設を作っていくのか討議をしながらよりよいものを住民の皆さんと一緒に知恵を集めて作っていくと、いうのは、この広域行政組合だというふうに思うんですけども、同じような趣旨の組織が、もう一方、協議会が存在をしているということ自身が、ちょっと私自身は、もう一つよく理解できなかったのでお聞きした訳ですが、私自身も、もう少し理解を深めながら進めたいというふうに思っていますけれども、今の組織のあり方は、広域行政組合そのものを形骸化していることにつながっているのではないかと、いうふうに私自身は、いまは感じています。

一応、私自身の感想を申し上げて、討議に参加をしたということにさせていただきます。

議長 他に質問はありませんか。

—なしの声—

議長 「質問なし」と認めます。

議長 以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案は、全部議了いたしました。

これをもちまして平成 23 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦勞様でした。

午後 4 時 14 分 閉会